

# 裁判官訴追委員会事務局 非常勤職員の採用について

平成30年10月

- 1 職種 一般事務
- 2 主な職務内容 国民等から提起される訴追請求の受理、調査及び資料整理に関する事務 等
- 3 勤務先 裁判官訴追委員会事務局  
東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館内
- 4 採用予定人員 1名
- 5 採用予定日 平成31年4月1日（雇用期間は平成32年3月31日まで）
  - ・勤務開始時期については希望を考慮の上調整する。
  - ・勤務実績等により最大3か年まで継続勤務可能
  - ・採用後の最初の1か月は試用期間とする。
- 6 採用資格
  - ① 国会職員法第2条に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
    - ・成年被後見人、被保佐人
    - ・懲役又は禁錮の刑に処せられてその刑の執行を終わらない者
    - ・懲戒処分により官公職を免ぜられ2年を経過しない者 等
  - ② 日本国籍を有する者
- 7 勤務条件
  - ① 給与・手当  
国会職員の給与等に関する規程（昭和22年10月16日両院議長決定）に基づき、日額8,300円～9,300円（学歴・経験を考慮の上決定）  
その他、通勤手当（常勤職員に準じ実費）、超過勤務手当、賞与等を支給
  - ② 勤務日・勤務時間  
月曜日～金曜日（休日を除く）午前9時から午後5時45分まで  
（休憩時間 正午から午後1時まで） ※必要に応じて超過勤務あり
  - ③ 休暇  
年次休暇 6か月以上の勤務で10日間付与  
特別休暇 夏季休暇3日、忌引など
  - ④ 服務  
国会職員であり、守秘義務、政治的行為の禁止、兼業の禁止などの服務に関する規定が適用される。
  - ⑤ 福利厚生  
当初、雇用保険、健康保険・厚生年金保険に加入  
12か月の間、毎月18日以上勤務で衆議院共済組合に加入
- 8 応募・選考方法
  - ① 履歴書（市販の用紙で可、写真貼付、職務経歴及び応募理由を記載したもの）を郵送にて提出して下さい。なお、提出書類は返却しません。
  - ② 書類選考後、面接試験により可否を決定します（書類選考通過者のみに面接日時等のご連絡を差し上げます）。
  - ③ 採用者が決定次第、募集を終了いたしますので、履歴書提出前に電話で御一報ください。
- 9 書類提出先・問い合わせ先  
〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館内  
裁判官訴追委員会事務局 総務・事案課総務係  
電話 03-3581-5111 内線88000